

特赦は法律上裁判の錯誤を正す再審等とは全く其本を異にす即ち法律上に於ては救済の道絶ゑたるものにして而其事帝室の特權に屬す故に縱令其申請を爲すも赦令の下るべきを豫期し刑の執行を停止すへからず然れども死刑は一たび行へば回復するを得ざるを以て死刑に限り其執行を停止す

第百十一條 特赦ノ上奏裁可アリタルトキハ陸軍大臣特赦狀ヲ長官ニ下付シ長官ハ理事ヲシテ之ヲ本人ニ傳達セシム可シ高等軍法會議ノ理事ノ申請ニ係ルモノハ其理事ヲシテ之ヲ本人ニ傳達セシム可シ
理事ハ特赦ノ裁可アリタル旨ヲ裁判宣告書ニ

記入ス可シ

本條は特赦の申請裁可ありたる時の手續を定めたるのみにして別に註解を要せず但大臣特赦狀を下附する長官には先に申請を爲したる長官のみならず被告事件を管轄するのみにして申請を爲さる長官をも包含す何となれば大臣は長官の申請を待たず自ら起て申請を爲すことあるを以てなり

陸軍治罪法通解 終

陸軍治罪法通解附録

普通治罪法陸軍治罪法海軍治罪法交渉

ノ件處分法

明治十八年五月二十九日
布告 第十二號

普通治罪法陸軍治罪法海軍治罪法交渉ノ件處分法左ノ通制定ス
但從前ノ成規中本則ニ抵觸スルモノハ當分施行セス

本布告は舊陸海軍治罪法施行當時に於て陸海軍軍法會議と普通裁判所との關係を規定せられたるものにして或は當時の陸海軍治罪法を改正したるものあり又元來一方の治罪法に制定すべからざるもの即特別法たる性質のものを掲げられたる者あり要するに實驗上實際の差支を療し又は雙方法律の不備を補はれたるに外ならず詳細の解は各條下に譲る

第一條 常人ニシテ陸軍刑法若クハ海軍刑法ノ罪ヲ犯シタル者ハ

普通裁判所ニ於テ之ヲ審判ス但刑ノ執行ハ普通ノ規則ニ從フ

本條を説くには先當時に行はれたる陸軍治罪法にして此布告を以て改められたるものを掲げ其法理の略解を示すを便とす
(海軍治罪法も陸軍治罪法と同しきを以て單に陸軍治罪法を

普通治罪法陸軍治罪法海軍治罪法
交渉ノ件處分法

掲ぐる) 舊陸軍治罪法第二十條軍人と軍人に非ざる者と共に重罪輕罪を犯したる時は軍法會議に於て之を審判す第二十一條陸軍刑法の罪を犯したる者は軍人に非ずと雖も軍法會議に於て之を審判す

右二條の精神第一條第二十條軍刑法は軍法會議に非れば之を執らしめず第二條軍人は必普通裁判所の裁判に付せず此二原則に基つき且共犯は分割すべからずとの原則を採用し常人も軍人と共に罪を犯せば軍法會議に於て審判し又軍律を犯すものは常人と雖も總て軍法會議に於て審判すること規定せられたるなり以上は舊陸軍治罪法の略解なり然るに實際右の規定を應用する能はざるに至れり其例は陸軍治罪法の解に辯したる如く數萬の國事犯中に一二の軍人交はるときは其數萬共犯を軍法會議の裁判に委するの類是なり又軍律は軍法會議に非れば執る能はざるの故に郷里に在るの常人も軍刑法に觸るゝものあれば遠く軍法會議所在の地まで送致せざるを得ざるに至り獨り被告人の不利益のみならず證人調への不便費用の増等其弊に堪へざるものあり本布告第一條第二條は此病を療せられたるものなり假りに舊治罪法の規定に反し軍民共犯の場合に軍民共に普通裁判所に委せんとするは前例に反對し一軍一團の軍人軍刑法の反亂罪を犯すに當り一人の常人交はるときは其軍人を擧げて普通裁判所の裁判

に委せざるを得ざるに至る是又不可なり於是本布告は共犯分割の制を採るに至りたるなり本條は舊治罪法第二十一條を改めたるものにして第二條は第二十條を改めたるものなり而現行軍治罪法には主として軍人軍屬の裁判權を掲げ特別の場合に非れば常人を軍法會議に於て審判するの明文なきを以て常人にして軍刑法を犯すものは普通裁判所に於て審判することゝ爲り本條は自ら其效力を失ふに至りたるなり

第二條 軍人常人共ニ重罪輕罪ヲ犯シタルトキハ軍人ハ軍法會議ノ判決ニ付シ常人ハ普通裁判所ノ公判ニ付ス軍衙ニ於テ共犯人ヲ逮捕シタルトキハ常人ハ審問ノ上證憑書類ト共ニ之ヲ管轄ノ普通裁判所檢察事ニ送致シ普通裁判所ニ於テ共犯人ヲ逮捕シタルトキハ軍人ハ審問ノ上證憑書類ト共ニ之ヲ被告人所屬長若クハ陸海軍檢察官ニ送致スヘシ

本條は前條の解にも一言したる如く共犯不分の原則を改め共犯分割の主義を取りたるなり共犯を分割するときは双方の裁判相矛盾する如き不都合なきに非ず故に共犯分割は立法上最も好む所に非ざるも前條に記載する實際の差支上已むを得ざるに出たるなり而本條は陸軍治罪法現行法第四十五條の但書

は第七十一條に移され海軍治罪法は第五十一條三の但書と第七十六條とに移されたり其解釋は陸軍治罪法右二條の下に之を辯せり參觀せらるへし故に本條も前條も後に布告せられたる法律の效力に依り自ら其效力を失ひたるものと爲りたるなり既に無効の法たり故に大體を解するに止む

第三條 敵前軍中臨戰合圍ノ地若クハ海軍諸用ニ供スル船舶ニ在テ重罪輕罪ヲ犯シタルトキハ常人ト雖モ軍法會議ニ於テ之ヲ審判スルコトヲ得但戒嚴令第十一條第十二條ニ掲クルモノハ軍法會議ニ於テ之ヲ審判スヘシ

本條も亦陸海軍治罪法の改正に依り其效を失ひたる者と解するを當然とす陸軍治罪法第二十一條第二十二條第二十三條に於て多少の改正を加へて之を掲げ十三條第二十八條られたり蓋し本條は敵前以下特別の場合に於ける軍衛の裁判權を規定せられたる者にして現行法第二十一條以下も同く其場合を定められたる者なるを以て後の法律は前の法律を克すとの原則に従ひ右の如く解するの當然なるを信するなり但本條に單に常人とあり現行法には從軍常人とある等法文上些の相違あるも本條の精神も軍に關係なき者まで徒らに裁判權を擴張するの道理なきを以て從軍の二字を冠して解する方或は適當ならん假

令然らすとすも現行法に從軍の二字を冠せられたるに因り本條は改正せられたる者と解せざるへからず又現行法第二十一條軍中軍法會議の權限は軍人軍屬に止めて常人に及ぼさず是畢竟軍の取締に關係ある者は軍人軍屬にして軍に軍法會議の設けあるは軍機を維持するに必要たる機關たるか爲めなるに外ならざるを以て權限を如此規定せられたるは軍の取締に深く關係を及ぼさざる常人にまで之を擴張するの必要なことの趣旨に出でたるからん現行法常に裁判權を及ぼすは戒嚴地に止る是其地域内の取締に大關係あるか爲なり

第四條 軍法會議ト普通裁判所トノ管轄違ニ付テハ軍法會議又ハ普通裁判所ノ言渡ニ對シ普通治罪法ニ定メタル手續ニ從ヒ大審院ニ上告スルコトヲ得但軍法會議ノ言渡ニ對シ上告スルハ被告人ニ限ルヘシ

本條は軍法會議と普通裁判所との管轄違に付き上告の法術を定めたるものなり抑軍法會議の裁判は或る場合に再審を許すの外上訴を許さず普通裁判所は種々の場合に於て上訴を許す二法の主義各々異なり而各々獨立の裁判權を有して相侵すを得ず然れども各裁判管轄には嚴格なる規定あり常人は特別の場合に法律明文あるときの外軍法會議に於て審判するを得ず又軍人は普通裁判

所に於て裁判するを得ず此規定に背き裁判權なき裁判所に於て裁判したる者にして其裁判に屈服せざることをあれば之を壓服するは理論上甚允當ならず故に本條に於て軍人並常人とを分たす大審院に上告するを許す而本條の精神專ら被告人の冤を伸るに在るを以て軍法會議の言波に對して上告するを得る者は被告人のみ理事等をして之を爲さしめ又本條は陸軍治罪法にのみ規定すべき事項に非るを以て陸軍治罪法の改正あるも依然其效を存す

第五條 多衆ノ軍人常人鬪毆殺傷其他疑讞ニ係ル罪ヲ犯シタルトキハ軍官法司會同審問スルコトヲ得

本條は軍法會議と普通裁判所との管轄に屬する者の關係犯にして事の重大なるもの及疑難の獄に係る者を審問するに當り普通裁判所判檢事軍法會議の裁判官理事等相會同して審問するを得ることを定めたるものなり蓋し雙方被告人互に己れに利益なる事のみ供述し彼此の口供相符合せず被告事件甚しき滯を來し又は鬪毆事件の如き關係犯にして雙方口供の異同審問の精粗等に依り彼此の間刑の輕重相懸隔する如きあれば同一被告人にして幸不幸あるのみならず裁判上の信用にも關係を生ずるを以て本條に於て會同審問の法を設け審問上雙方の間遺憾無からしめ且自他の間に於て惡感情を抱く等のことなき

らしめんとするの趣旨に出でたるものなり實際の例此布告發布前大阪に於て巡查と兵卒との間一大鬪毆の案起り會同審問を爲したることありと縱令會同するも各主任者の審問に關涉し掣肘する等のことなかるべきは勿論たり但必要と認むる事件にして主任者の訊問不盡のことあれば主任者に對し其訊問を求むるは素より妨げ無かるべし本條は軍治罪法に獨立して掲ぐべきものに非るを以て治罪法の改正に因り無効たらず會同審問の規則參照せらるべし

第六條 軍法會議ト普通裁判所トヲ問ハス既ニ確定シタル裁判ノ效力ハ互ニ之ヲ侵スコトヲ得ス

本條は確定裁判は侵すべからざるの原則の應用に外ならず即ち軍法會議にて常人の裁判を爲し又は普通裁判所にて軍人の裁判を爲すも一旦確定したる以上は復た之を如何にもする能はざるなり但再審等確定裁判を動かすを得る法の規定あるものは此限に在らず

陸軍治罪法執行規則

明治二十一年十一月二日
陸達第二百四號

陸軍治罪法執行規則別冊ノ通之ヲ定メ來ル明治二十二年一月一日ヨリ施行シ罪犯取扱手續並書式ハ本年限り之ヲ廢止ス

陸軍治罪法執行規則

第一條 陸軍檢察官各所管ノ長官團隊ノ長タル將校大隊區司令官監獄長衛兵司令
理事檢察ノ處分ヲ終リ陸軍大臣若クハ長官ニ具申スルトキハ左ノ書類物品ヲ添
フ可シ

- 一 被告人調書
 - 二 被害届
 - 三 私訴ノ請求書
 - 四 證據人調書
 - 五 證據物品其他參考書類
 - 六 鑑定書
 - 七 檢證調書
 - 八 所在分明ナラサル被告人ノ人相書
 - 九 書類及ヒ物品目錄
- 被告人所屬ノ長官隊長檢察ノ處分ヲ爲シ具申チナストキハ被告人ノ前罰科宣告
レハ其 素行調書ヲ添フ可シ
- 第二條 長官審問若クハ審判判決ノ命令ヲ下ストキハ命令書ヲ訴訟書類ト共ニ理
事ニ下付スヘシ

裁判管轄ニアラサルモノ及ヒ命令ヲ下ス可カラサルモノハ其書類ヲ返還ス可
シ

第三條 理事陸軍大臣若クハ長官ヨリ被告事件ノ下付アリタルトキハ錄事ヲシテ
其事件及ヒ所管隊號氏名等ヲ帖簿ニ登記セシメ審問判決ヲ爲スノ手續ヲ爲ス可
シ

第四條 召喚狀ヲ發スルトキ被告人軍人ナルトキハ其所屬ノ官廨本隊若クハ被告
事件ヲ具申シタル檢察官ニ移シテ送付ノ處分ヲ求ム可シ若シ護送ヲ要スルトキ
ハ之ヲ求ムルコトヲ得但營外居住ノ者ニ係ルトキハ直チニ本人ニ交付シ出廷セ
シムルコトヲ得

被告人所在地ニ所屬官廨若クハ本隊アラサルトキハ本人ニ交付シ出廷セシムヘ
シ

第五條 令狀執行ノ命令ヲ受ケタル者之ヲ執行シ若クハ執行スル能ハサルトキハ
其旨ヲ理事ニ報告ス可シ

第六條 召喚狀勾引狀ヲ以テ出廷セシメタル被告人ニ收禁狀ヲ發シ若クハ留置ヲ
命シタルトキハ看守卒若クハ憲兵卒ヲ以テ監獄ニ護送セシム可シ憲兵ノ設ケナ
キ地ニ在テハ衛兵ヲシテ護送セシムルコトヲ得

勾引狀ヲ以テ監獄ニ護送セシムルトキハ亦前項ノ例ニ依ル可シ

陸軍治罪法執行規則

陸軍治罪法執行規則

十

第七條 勾引狀ヲ以テ留置スル期限ハ休暇ノ日ヲ算入セサルモノトス

第八條 罰金以下ノ刑ニ該ルモノト認ムルトキト雖モ其被告人遠隔ノ地ニ在ル軍人ニシテ營内居住ノ者ナルトキハ之ヲ監獄ニ留置スルコトヲ得

第九條 被告人ヲ收禁留置シ若クハ收禁留置ヲ取消シタルトキハ理事被告人所屬ノ官廳若クハ本隊及ヒ監獄ニ通報ス可シ他管ノ軍人ヲ收禁留置シタルトキハ本管軍法會議ニモ之ヲ通報ス可シ

其奏任以上及ヒ帶勳者ニ係ルトキハ之ヲ長官ニ具申シ高等軍法會議ニ在テハ之ヲ陸軍大臣ニ具申ス可シ

長官ハ之ヲ陸軍大臣ニ上申ス可シ但帶勳者ニ係ルトキハ勳章年金褫奪及ヒ停止取扱手續第八條ニ依リ其處分ヲ爲ス可シ

第十條 外國公使館内ニ於テ檢證ヲ爲スコトヲ要シ若クハ令狀ヲ受クヘキ者外國公使館ニ雇ハレ若クハ外國公使館内ニ住居スル者ニ係ルトキハ理事其事實ヲ記シ其公使館ノ承諾ヲ得ンコトヲ長官ニ具申シ高等軍法會議ニ在テハ之ヲ陸軍大臣ニ具申ス可シ

長官ハ之ヲ陸軍大臣ニ具申スヘシ

陸軍大臣ヨリ外國公使館ニ於テ承諾アリタルノ下達アリタルトキハ理事其旨ヲ公使館官吏ニ告ク檢證處分ヲ爲シ若クハ令狀ニ承諾ヲ經タル旨ヲ記載シタル書

面ヲ添ヘ令狀執行者ヲシテ之ヲ公使館官吏ニ示シテ執行セシム可シ

第十一條 被告人ヲ責付シタルトキハ理事被告人ヲシテ何時ニテモ呼出ニ應シ出廷スヘキノ證書ヲ出サシメ且ツ責付セラレタル者ヲシテ注意觀察スヘキ旨ノ證書ヲ出サシム可シ

被告人呼出ヲ受ケ正當ノ事由ナクシテ出廷セサルトキハ責付ヲ取消スヘシ

第十二條 證人鑑定人通事事實參考人參考ノ爲メ鑑定ヲ命スヘキ者軍人ナルトキハ其所屬ノ官廳若クハ本隊ニ呼出狀ヲ移シテ其出廷ヲ求ム可シ但營外居住ノ者ナルトキハ直チニ本人ニ交付シ出廷セシムルコトヲ得

其地ニ所屬官廳若クハ本隊アラサルトキハ直チニ本人ニ交付シ出廷セシム可シ

第十三條 士長理事證人鑑定人等ニ罰金ヲ科スルトキハ錄事ト共ニ法廷ニ臨ミ之ヲ宣告ス可シ判士長宣告ヲ爲ストキハ理事之ニ立會フ可シ

呼出ニ應セサルニ因リ罰金ヲ科セラレタル者營内居住ノ者ナルトキハ理事宣告書ヲ本人所屬ノ官廳若クハ本隊ニ移シテ其送達ヲ求メ且罰金ヲ期限内納完セシムヘキ旨ヲ照會シ營外居住ノ者ナルトキハ直チニ宣告書ヲ其住所ニ送達ス可シ

判士長ノ科シタル罰金ノ宣告書ハ判士長錄事署名捺印シ理事ノ科シタル罰金ノ

宣告書ハ理事録事署名捺印ス可シ
罰金ノ宣告ヲ爲シ若クハ其宣告ヲ取消シタルトキハ第二十九條ノ例ニ從ヒ理事
之ヲ本人所屬ノ官廳若クハ本隊及ヒ區戸長ニ通報ス可シ
限内罰金ヲ納完セス若クハ罰金ニ換ヘタル禁錮限内罰金ヲ納完シタルトキハ第
三十一條第三十二條ノ例ニ從フ但理事ノ科シタル罰金ヲ禁錮ニ換フルトキハ理
事直チニ之ヲ命ス

第十四條 理事被告事件裁判管轄ニ非ス若クハ免訴ト爲スヘキノ具申ヲ爲シ陸軍
大臣若クハ長官ノ認可アリタルトキハ言渡書ヲ作り録事ト共ニ署名捺印シ法廷
ニ臨ミ之ヲ被告人ニ讀示シ裁判管轄ニ非サルモノハ其事件ヲ管轄スル軍法會議
所在ノ地ノ陸軍檢察官ニ送致シ軍法會議ト普通裁判所トノ管轄違ニ係ルモノハ
上告期限盡クルノ後其地ノ檢事ニ送致シ違警罪事件ナルトキハ管轄ノ憲兵隊若
クハ警察署ニ送致ス可シ
被告人ノ護送ヲ要スルトキハ第六條ニ從フ可シ若シ送致ス可キ地遠隔ナルトキ
ハ地方警察署ニ遞傳護送ヲ囑託ス可シ但便宜ニ依リ兵員ヲ以テ護送セシムルコ
トヲ得

第十五條 理事免訴若クハ管轄違ヒノ言渡ヲ爲シタルトキハ其旨ヲ被告人所屬ノ
官廳若クハ本隊及民事原告人ニ通報シ被告人收禁留置ニ係ルトキハ之ヲ監獄ニ

通報ス可シ

第十六條 直チニ判決ニ付セラレタル事件ニ於テ判士長若クハ理事審問ヲ必要ト
認ムルトキハ其旨ヲ命令ヲ下シタル陸軍大臣若クハ長官ニ具申スルコトヲ得
第十七條 判決ノトキニ於テ共犯附帶犯若クハ餘罪ヲ覺擧シ理事其審問ヲ爲シタ
ルトキハ意見書ヲ出ス可シ

第十八條 軍法會議ノ判決ハ過半数ノ説ヲ以テ之ヲ決ス其説三説以上ニ分レ過半
數ニ至ラサルトキハ過半数ニ至ルマテ被告人ニ不利ナル説ヨリ順次利益ナル説
ニ合算ス賠償ノ金額ニ關シ三説以上ニ分レ其説過半数ニ至ラサルトキハ過半数
ニ至ルマテ最多額ノ意見ヨリ順次寡額ノ意見ニ合算ス

第十九條 發説ノ順序ハ下級ノ者ヨリ其説ヲ述ヘ順次上級ニ遡ホル可シ若シ同級
ノ者二人以上ナルトキハ其同級中新任ノ者始メニ其説ヲ述フ可シ

第二十條 被告人證人事實參考人ノ陳述前ニ陳述シタル所ト異ナルトキハ錄事其
要領ヲ記録シ判士長及ヒ理事ト共ニ署名捺印シ訴訟書類ニ添ヘ置ク可シ

第二十一條 高等軍法會議ニ於テ再審ニ就キ直チニ判決ニ付スルノ命令ヲ受ケタ
ルトキ事實明瞭ニシテ更ニ被告人證人ノ訊問ヲ要セサルモノト爲ストキハ其訊
問ヲ爲サスシテ判決ヲ爲スコトヲ得但闕席裁判ニ對スル再審ハ此限ニ在ラス
其宣告ハ宣告書ヲ被告人所在ノ地ノ長官ニ移シテ其所屬軍法會議ニ於テ之ヲ爲

陸軍治罪法執行規則

サシムルモノトス

違警罪ノ正式裁判ニ於テモ亦本條ノ例ニ從フコトヲ得

第二十二條 再審ノ裁判アリタルニ依リ更ニ刑ヲ執行スヘキトキハ其刑ヨリ先キニ受ケタル刑ヲ扣除スルモノトス

第二十三條 損害陸軍官署若クハ軍人ニ係ルトキハ理事被害者ニ返還賠償ノ請求ハ本案終結前ニ之ヲ爲スヘキ旨ヲ通知ス可シ

第二十四條 裁判宣告ノ時傍聽人ノ席ハ左ノ三區ニ別ツ

一 勅任官

二 奏任官

三 判任官以下

第二十五條 無罪免訴若クハ罰金料ノ宣告アリタルトキハ理事直チニ被告人ヲ放免ス可シ重罪ノ刑及ヒ禁錮拘留並ニ懲治場ニ留置スルノ宣告アリタルトキハ被告人ヲ監獄ニ交付ス可シ

管轄違ノ宣告アリタルトキハ其事件ヲ管轄軍法會議所在ノ地ノ陸軍檢察官ニ送致シ軍法會議ト普通裁判所ト管轄違ノ宣告アリタルトキハ上告期限盡クルノ後其事件ヲ其地ノ檢事ニ送致ス可シ

前數項ノ處分ヲ爲ストキハ裁判宣告書ヲ添ヘ收禁ニ係ラサル被告人ヲ監獄ニ交

付シ其他陸軍檢察官若クハ檢事ニ被告人ヲ交付スルトキハ第六條第十四條末項ニ從ヒ護送セシメ收禁留置ニ係ル被告人ヲ放免シ及ヒ他方ニ移ストキハ其旨ヲ監獄ニ通報ス可シ

第二十六條 徒流懲役禁獄ノ刑ニ處スル者陸海軍刑法判官ヲ附加スル禁錮若クハ普通刑法禁錮ノ刑ニ處スル將校軍屬禁錮ノ刑ニ處スル常人並ニ懲治場ニ留置スル者ノ交付ヲ受ケタルトキハ監獄長裁判宣告書ヲ添ヘ其地方監獄ニ送付ス可シ若シ其監獄遠隔ナルトキハ第十四條末項ノ例ニ從フ可シ

第二十七條 刑ノ宣告ヲ受ケタル者帶勳者ニ係ルトキハ理事之ヲ長官ニ具申ス可シシ高等軍法會議ニ在テハ之ヲ陸軍大臣ニ具申ス可シ

長官ハ勳章年金褫奪停止取扱手續第二條第七條ニ從ヒ處分ス可シ

第二十八條 私訴ノ裁判宣告ヲ爲ストキ被害者官署ニ係リ若クハ軍人ニシテ其地ニ在ラサルトキハ其宣告書ヲ被害者ニ送致ス可シ

第二十九條 有罪無罪ヲ問ハス裁判宣告アリタルトキハ理事宣告書ヲ添ヘ被告人所屬ノ官廳若クハ本隊ニ通報シ死刑ノ執行アリタルトキハ榜示公告スヘキコトヲ郡區長ニ照會ス可シ

關席ノマ、宣告シタルモノニ係ルトキハ其宣告書ヲ被告人ノ現住所ニ送達シ被告人營内居住ノ者ニシテ逃亡中ナルトキハ本管若クハ寄留ノ住所ニ送達ス可

刑ノ宣告及再審ノ裁判ニ於テ無罪免訴ノ宣告アリタルトキハ其旨ヲ被告人本籍ノ區戸長ニ通報シ他管ノ軍人ニ係ルトキハ本管軍法會議ニ通報ス可シ

第三十條 罰金科料ノ宣告アリタルトキハ理事期限内ニ之ヲ納完セシム可シ其被告人營内居住ノ者ナルキハ所屬隊長ニ照會シテ納完セシム其監獄ニ在ルトキハ監獄長ニ照會シ監獄長之ヲ隊長ニ照會ス可シ

第三十一條 罰金科料ヲ限内納完セサルトキハ理事禁錮若クハ拘留ニ換ヘンコトヲ判士長ニ求メ言渡書ヲ作り録事ト共ニ法廷ニ臨ミ之ヲ言渡シ監獄ニ付ス可シ被告人遠隔ノ地ニ在ルトキハ言渡書ヲ被告人所在ノ地ノ軍法會議ノ理事ニ送致シ其處分ヲ求ム可シ

被告人所在ノ地ニ軍法會議ナキトキハ言渡書ヲ被告人所屬ノ長官隊長ニ送致シ言渡及執行ノ處分ヲ求ム可シ長官隊長ハ營倉ニ於テ執行ス可シ禁錮拘留限内罰金科料ヲ納完シタルトキハ禁錮拘留ノ言渡ヲ爲シタル者放免ノ處分ヲ爲ス可シ

長官隊長及ヒ言渡書ノ送致ヲ受ケタル理事ハ納完シタル金圓ヲ添ヘ之ヲ原軍法會議ノ理事ニ通報ス可シ

原軍法會議ノ理事自ラ放免ノ處分ヲ爲シ若クハ放免シタルノ通報ヲ受ケタルト

キハ之ヲ判士ニ通報ス可シ

第三十二條 理事前條ニ依リ被告人ヲ監獄ニ交付シ若クハ放免ノ處分ヲ爲シタルトキハ其旨ヲ長官隊長監獄長ニ通報ス可シ

被告人所在ノ地ノ理事前項ノ處分ヲ爲シタルトキ亦同シ

第三十三條 關席裁判ヲ受ケタル旨其犯罪ヲ自首シ若クハ捕ニ就キ其裁判アリタルコトヲ知ラサルトキハ其自首ヲ受ケ若クハ逮捕シタル官署ニ於テ關席裁判アリタル旨及ヒ法律ニ定ムル期限内ニ再審ノ申請ヲ爲スコトヲ得ヘキ旨ヲ告グ可シ其申請ヲ爲シタル時ハ裁判宣告ヲ爲シタル軍法會議ニ申請狀ヲ送致ス可シ

第三十四條 關席裁判ニ依リ禁錮以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケタル者自首若クハ捕ニ就クトキハ其宣告ヲ爲シタル軍法會議所在ノ地ノ監獄長ニ交付シ監獄長ハ之ヲ理事ニ通報ス可シ

理事前項ノ通報ヲ受ケタルトキハ其旨ヲ被告人所屬ノ官廳若クハ本隊ニ通報ス可シ再審ノ申請ヲ爲サスシテ其期限盡キタルトキハ監獄長ニ宣告書ヲ移シ刑ノ執行ヲ爲サシム可シ

第三十五條 關席裁判ニ係ルモノヲ除クノ外再審ニ於テ無罪免訴及ヒ原裁判ヨリ輕キ刑ノ宣告アリタルトキハ其宣告書ヲ軍法會議ノ門前ニ榜示公告ス可シ

第三十六條 錄事ハ宣告ノ年月日及ヒ刑名刑期等ヲ遺漏ナク簿冊ニ登記ス可シ

第三十七條 死刑執行ノ命令アリタルトキハ理事豫メ其期日ヲ定メ之ヲ長官ニ具申ス可シ高等軍法會議ニ在テハ之ヲ陸軍大臣ニ具申ス可シ
長官ハ警官憲兵並ニ隊兵出場ノ處分ヲ爲シ且監獄長ヲシテ死刑執行ノ準備ヲ爲サシム可シ

第三十八條 死刑ヲ執行スルトキハ犯人ヲ刑場ニ護送シ理事監獄長警官録事之ニ會同シ監獄長死刑ヲ執行スル旨ヲ犯人ニ告示シタル後小銃ヲ以テ之ヲ射殺ス其護送及ヒ執行ハ本人所屬ノ隊兵一小隊ヲ以テ之ニ充テ隊外若クハ其地ニ所屬本隊アラサル者ニ係ルトキハ歩兵一小隊ヲ以テ之ニ充ツ

第三十九條 死刑ヲ行フトキ刑場ノ警戒ハ憲兵ヲシテ之ヲ爲サシメ憲兵ノ設ケナキ地ニ在テハ衛兵ヲシテ之ヲ爲サシム可シ

第四十條 死刑執行ノ始末書ハ録事之ヲ作り理事監獄長警官録事署名捺印ス可シ

第四十一條 死刑ノ執行終リタルトキハ監獄長看守長書記ヲシテ埋葬ノ處分ヲ爲サシム可シ
遺骸ノ下付ヲ請フモノアルトキハ看守長書記ヲシテ其下付ノ處分ヲ爲サシム可シ

第四十二條 長官ハ事變ニ際シ若クハ戰時ニ在テハ此條例ヲ變更省略スルコトヲ得

第四十三條 軍法會議ト普通裁判所トノ管轄違ノ言渡ニ對シ上告スル者アルトキハ理事辯明書ヲ作り訴訟文書ニ添ヘ長官ヲ經由シ高等軍法會議ニ在テハ陸軍大臣ヲ經由シ之ヲ大審院ニ送致ス可シ

第四十四條 理事特赦狀ノ下付ヲ受ケ其傳達ノ處分ヲ爲シタルトキハ其旨ヲ本人所屬ノ官廳本隊並ニ本籍ノ區戸長ニ通知ス可シ

戒嚴令

明治十五年八月五日
布告第三十六號

戒嚴令別冊ノ通制定ス
右奉勅旨布告候事

(別冊)

第一條 戒嚴令ハ戰時若クハ時變ニ際シ兵備ヲ以テ全國若クハ一地方ヲ警戒スルノ法トス

第二條 戒嚴ハ臨戰地境ト合圍地境トノ二種ニ分ツ
第一 臨戰地境ハ戰時若クハ事變ニ際シ警戒ス可キ地方ヲ區畫シテ臨戰ノ區域ト爲ス者ナリ

第二 合圍地境ハ敵ノ合圍若クハ攻撃其他ノ事變ニ際シ警戒スヘキ地方ヲ區畫シテ合圍ノ區域ト爲ス者ナリ

戒嚴令

第三條 戒嚴ハ時機ニ應シ其要ス可キ地境ヲ區畫シテ之ヲ布告ス

第四條 戰時ニ際シ鎮臺營所要塞海軍港鎮守府海軍造船所等邊カニ合圍若クハ攻撃ヲ受クル時ハ其地ノ司令官臨時戒嚴ヲ宣告スルコトヲ得又戰略上臨機ノ處分ヲ要スル時ハ出征ノ司令官之ヲ宣告スルコトヲ得

第五條 平時土寇ヲ鎮定スル爲メ臨時戒嚴ヲ要スル場合ニ於テハ其地ノ司令官速カニ上奏シテ命ヲ請フ可シ若シ時機切迫シテ通信斷絶シ命ヲ請フノ道ナキ時ハ直ニ戒嚴ヲ宣告スルコトヲ得

第六條 軍團長師團長旅團長鎮臺營所要塞司令官警備隊司令官若クハ分遣隊長或ハ艦隊司令官艦隊司令官鎮守府長官若クハ特命司令官ハ戒嚴ヲ宣告シ得ルノ權アル司令官トス(十九年十一月勅令第七十四號ヲ以テ警備隊以下十三字ヲ加フ)

第七條 戒嚴ノ宣告ヲ爲シタル時ハ直チニ其狀勢及ヒ事由ヲ具シテ之ヲ太政官ニ上申ス可シ

但其隸屬スル所ノ長官ニハ別ニ之ヲ具申ス可シ

第八條 戒嚴ノ宣告ハ彙ニ布告シタル所ノ臨戰若クハ合圍地境ノ區畫ヲ改定スルコトヲ得

第九條 臨戰地境內ニ於テハ地方行政事務及ヒ司法事務ノ軍事ニ關係アル事件ヲ限リ其地ノ司令官ニ管掌ノ權ヲ委スル者トス故ニ地方官地方裁判官及ヒ檢察官

ハ其戒嚴ノ布告若クハ宣告アル時ハ速カニ該司令官ニ就テ其指揮ヲ請フ可シ

第十條 合圍地境內ニ於テハ地方行政事務及ヒ司法事務ハ其地ノ司令官ニ管掌ノ權ヲ委スル者トス故ニ地方官地方裁判官及ヒ檢察官ハ其戒嚴ノ布告若クハ宣告アル時ハ速カニ該司令官ニ就テ其指揮ヲ請フ可シ

第十一條 合圍地境內ニ於テハ軍事ニ係ル民事及ヒ左ニ開列スル犯罪ニ係ル者ハ總テ軍衙ニ於テ裁判ス

刑法

第二編

第一章 皇室ニ對スル罪

第二章 國事ニ關スル罪

第三章 靜謐ヲ害スル罪

第四章 信用ヲ害スル罪

第九章 官吏瀆職ノ罪

第三編

第一章

第一節 謀殺故殺ノ罪

第二節 毆打創傷ノ罪

戒嚴令

戒嚴令

第六節 擅ニ人ヲ逮捕監禁スル罪

第七節 脅迫ノ罪

第二章

第二節 強盜ノ罪

第七節 放火失火ノ罪

第八節 決水ノ罪

第九節 船舶ヲ覆没スル罪

第十節 家屋物品ヲ毀壞シ及ヒ動植物ヲ害スル罪

第十二條 合圍地境內ニ裁判所ナク又其管轄裁判所ト通路斷絶セシ時ハ民事刑事

ノ別ナク總テ軍衙ノ裁判ニ屬ス

第十三條 合圍地境內ニ於ケル軍衙ノ裁判ニ對シテハ控訴上告ヲ爲スコトヲ得

ス

第十四條 戒嚴地境內ニ於テハ司令官左ニ記列ノ諸件ヲ執行スルノ權ヲ有ス但其

執行ヨリ生スル損害ハ要償スルコトヲ得ス

第一 集會若クハ新聞雜誌廣告等ノ時勢ニ妨害アリト認ムル者ヲ停止スルコ

ト

第二 軍需ニ供ス可キ民有ノ諸物品ヲ調査シ又ハ時機ニ依リ其輸出ヲ禁止スル

コト

第三 銃砲彈藥兵器火具其他危險ニ涉ル諸物品ヲ所有スル者アル時ハ之ヲ検査

シ時機ニ依リ押收スルコト

第四 郵便電報ヲ開滅シ出入ノ船舶及ヒ諸物品ヲ検査シ並ニ陸海通路ヲ停止ス

ルコト

第五 戰狀ニ依リ止ムヲ得サル場合ニ於テハ人民ノ動産不動産ヲ破壞燬燒スル

コト

第六 合圍地境內ニ於テハ晝夜ノ別ナク人民ノ家屋建造物船舶中ニ立入り檢察

スルコト

第七 合圍地境內ニ寄宿スル者アル時ハ時機ニ依リ其地ヲ退去セシムルコト

第十五條 戒嚴ハ平定ノ後ト雖モ解止ノ布告若クハ宣告ヲ受クルノ日迄ハ其效力

ヲ有スル者トス

第十六條 戒嚴解止ノ日ヨリ地方行政事務司法事務及ヒ裁判權ハ總テ其常例ニ復

ス

憲法第八條ニ依リ臨時陸軍軍法會議並其ノ管轄地內ニ於ケル陸軍刑法ノ適用ニ關

憲法第八條ニ依リ臨時陸軍軍法會議並其ノ管轄地內ニ於ケル陸軍刑法ノ適用ニ關スル件 二十三

憲法第八條ニ依リ臨時陸軍軍法會議並其ノ管轄地内ニ於ケル陸軍刑法ノ適用ニ關スル件

二十四

スル件

明治二十八年六月二十九日
勅令 第九十二號

朕茲ニ緊要ノ必要アリト認メ樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條ニ依リ臨時陸軍軍法會議並其ノ管轄地内ニ於ケル陸軍刑法ノ適用ニ關スル件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

第一條 戰時若クハ事變ニ際シ特設又ハ分駐セル陸軍軍衙若クハ陸軍團隊ニハ必要ニ應ジ臨時陸軍軍法會議ヲ設クルコトヲ得
事平定ノ後ト雖仍ホ引續キ前項ノ軍衙又ハ團隊ヲ置クトキハ臨時陸軍軍法會議ヲ設クルコトヲ得

第二條 臨時陸軍軍法會議ノ管轄ハ特設軍衙又ハ分駐團隊ノ管轄若クハ守備地方ヲ以テ管轄トシ其ノ構成權限及治罪ニ關スル諸般ノ規定ハ本令ニ於テ特ニ定メタルモノヲ除ク外陸軍治罪法合圍ノ地ノ軍法會議ノ例ニ依ル

第三條 臨時陸軍軍法會議ハ管轄地内ニ在ル常人ノ犯罪及他ノ軍法會議ノ管轄ニ屬スル者ノ犯罪ヲ審判スルコトヲ得但高等軍法會議ノ管轄ニ屬スルモノハ此ノ限ニ在ラス

第四條 臨時陸軍軍法會議ヲ設ケタル軍衙ノ長官若クハ團隊ノ長ノ其ノ軍法會議ニ關スル職權ハ陸軍治罪法第四條ノ長官ニ同シク其ノ副官及其ノ職務副官ト同

シキ者ノ陸軍檢察ニ關スル職權ハ陸軍治罪法第三十一條ノ諸官ニ同シ

第五條 臨時陸軍軍法會議ノ管轄地内ニ於テ陸軍刑法第五十三條第五十四條第五十六條第五十七條第五十八條第五十九條第六十條第六十一條ニ掲ケル所ノ罪ヲ犯ス者ハ軍人ニ非スト雖陸軍刑法ニ依テ處斷ス但其ノ豫備若クハ陰謀ニ止マル者ハ陸軍刑法第六十二條第六十三條ニ照シテ處斷ス
第六條 本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

屯田兵司令部ニ軍法會議ヲ設クル件

明治二十二年十月三日
法律 第二十七號

朕屯田兵司令部ニ軍法會議ヲ設クルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第一條 屯田兵所在地ニ軍法會議ヲ設ケ北海道ヲ以テ其管轄ト爲シ屯田兵司令官ノ部下ニ屬スル軍人ノ犯罪ヲ審判セシム

其軍法會議ノ構成權限檢察復權特赦其他治罪ニ關スル手續ハ總テ陸軍治罪法ニ從フ

第二條 陸軍治罪法ニ於テ長官ノ職權ハ屯田兵司令官之ヲ行フ

第三條 佐官ヲ以テ判士長判士ト爲シ尉官ヲ以テ判士ト爲ストキハ屯田兵司令官其部下中ヨリ之ヲ命ス

屯田兵司令部ニ軍法會議ヲ設クル件

二十五

會同審問規則

二十六

其部下ニ非サル者ヲ以テ判士長判士ト爲スヲ要スルトキハ屯田兵司令官ノ上申ニ依リ陸軍大臣之ヲ命ス

第四條 陸軍檢察官ノ職務ハ屯田兵司令部副官之ヲ行フ

會同審問規則

明治十九年四月二十三日
陸軍省令乙第六十一號

明治十八年第十二號布告第五條ニ基キ會同審問規則左之通り定ム

第一條 會同審問ハ鎮臺司令官若クハ營所司令官ノ上申ニ依リ陸軍大臣ヨリ海軍大臣若クハ司法大臣ニ協議ノ上之ヲ開ケモノトス

第二條 司令官會同審問ヲ要スルモノト認ムルトキハ意見書ニ訴訟書類ヲ添ヘ陸軍大臣ニ上申スヘシ

第三條 會同官ハ司令官之ヲ命ス若シ他管ノ者ヲ要スルトキハ陸軍大臣ニ上請スヘシ

第四條 會同官ハ豫審ニ會同スルモノトス

第五條 會同官審問上必要ト認ムル事項ハ法廷外ニ於テ豫審判事審問委員ニ對シ訊問ヲ要求スルコトヲ得

第六條 會同官ハ審判ノ景況及ヒ雙方人心ノ關係等詳細ニ記錄シ司令官ニ上申シ司令官之ヲ陸軍大臣ニ申報スヘシ

陸海軍軍法會議私訴裁判強制執行法

明治二十三年八月十五日
法律第六十七號

朕陸海軍軍法會議私訴裁判強制執行法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム此法律ハ明治二十四年一月一日ヨリ施行スヘキコトヲ命ス

第一條 軍法會議私訴裁判ノ強制執行ハ兵營艦船若クハ軍專用廳舎ニ於テ行フ場合ヲ除ク外軍法會議ノ囑託ニ因リ通常裁判所之ヲ行フ

第二條 軍法會議ハ軍法會議私訴裁判ノ強制執行ニ關シテハ職權ニ因リ若クハ原告人又ハ被告人ノ申立ニ因リ補充及取消ノ命令ヲ爲スコトヲ得

第三條 軍法會議私訴裁判ノ強制執行ハ判決言渡書ノ正本ニ基キ之ヲ爲ス前項言渡書ノ正本ハ原告人ノ請求ニ因リ軍法會議之ヲ付與ス

第四條 軍法會議ハ必要ト認ムル場合ニ於テ假執行假差押假處分ノ命令ヲ爲ス假執行ヲ命シタルトキハ其旨ヲ言渡書ノ正本ニ附記ス

本條ノ場合ニ於テハ保證又ハ供託ヲ命スルコトアルヘシ
第五條 第一條ニ依リ通常裁判所ニ於テ強制執行ヲ爲ストキハ民事訴訟法ノ規定ニ從フ

陸軍軍人軍屬違警罪處分例

明治十九年五月二十日
勅令第四十四號

朕陸軍軍人軍屬違警罪處分例ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第一條 陸軍軍人軍屬ノ犯シタル違警罪ハ違警罪即決例ニ依リ憲兵部ニ於テ其處分ヲ爲シ憲兵設置ナキ地ニ於テハ警察署ニ於テ其處分ヲ爲ス可シ

第二條 憲兵部若クハ警察署ニ於テ被告人ヲ留置シタルトキハ直チニ其所屬ノ長官若クハ隊長ニ通知ス可シ

第三條 即決ノ言渡ニ對シテハ軍法會議ニ正式ノ裁判ヲ請求スルコトヲ得其裁判管轄ハ陸軍治罪法ニ從フ

第四條 正式ノ裁判ヲ請求スル者ハ違警罪即決例第五條ニ記載シタル期限内ニ其理由ヲ記シタル書面ヲ即決ノ言渡ヲ爲シタル憲兵部若クハ警察署ニ差出ス可シ

第五條 憲兵部若クハ警察署ニ於テ前條ノ書面ヲ受領シタルトキハ二十四時内ニ訴訟ニ關スル一切ノ書類ヲ管轄軍法會議ノ所管司令官ニ送致ス可シ

第六條 軍法會議ニ於テ被告人ノ訊問ヲ要セサルモノト認ルトキハ書面ニ依リ其裁判ヲ爲スコトヲ得

第七條 即決ノ言渡確定シ若クハ正式裁判ノ言渡ヲ爲シタルトキハ憲兵部警察署

軍法會議ヨリ被告人所屬ノ長官若クハ隊長ニ其執行ヲ囑託スルコトヲ得

第八條 軍法會議ノ裁判ニ對シテ上訴ヲ爲スコトヲ得ス

明治廿八年九月十九日印刷
明治廿八年九月十二日發行

版權
所有

著者

發行者

印刷者

發行所

發兌元

印刷所

定價金五拾錢

井上義行

東京市麴町中六番町十八番地

田山宗堯

東京市日本橋區檜物町十番地

淺野庄藏

東京府北豐島郡瀧野川村
元西夕原千三十二番地

合資會社 警眼社

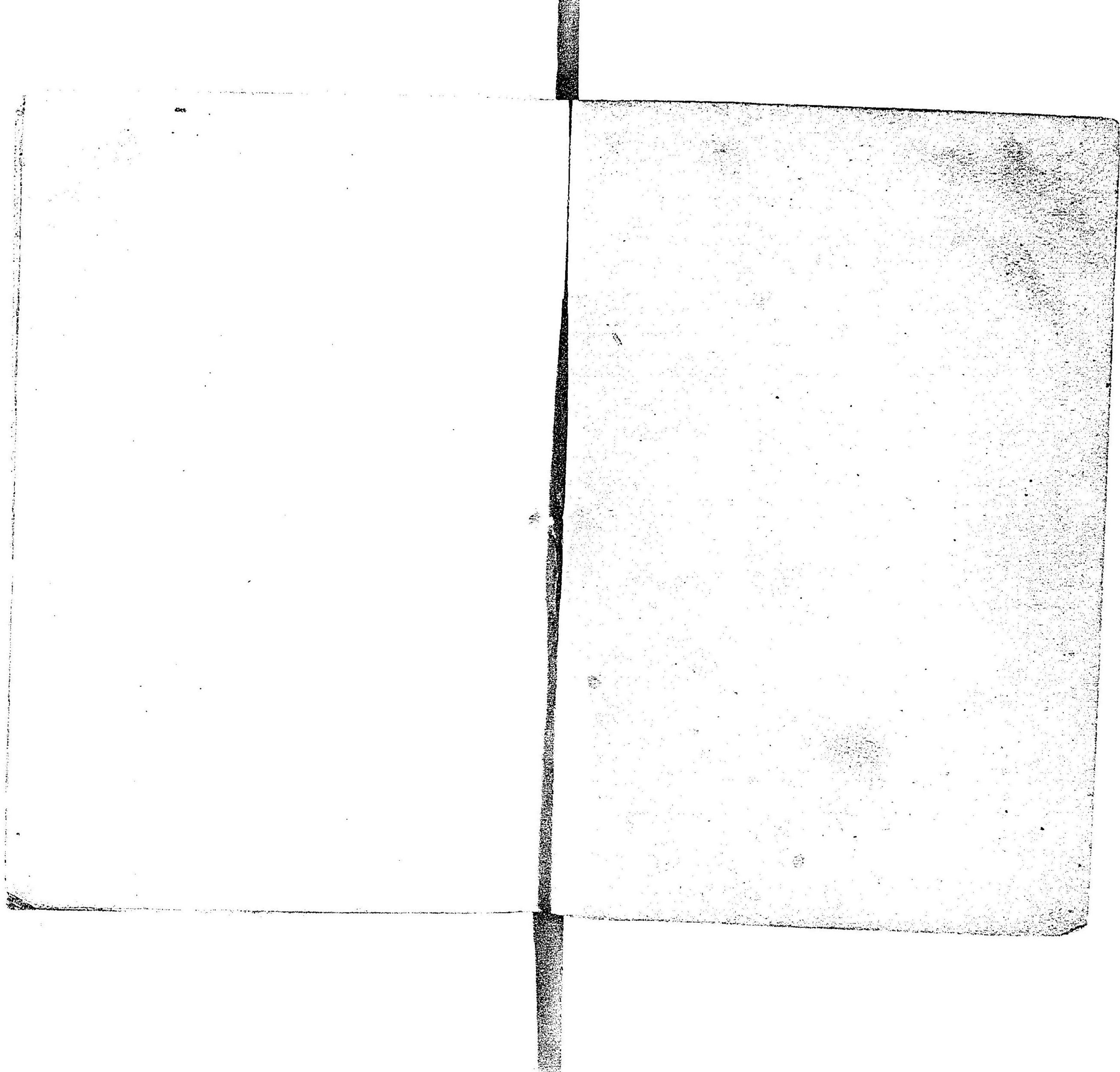
東京市日本橋區檜物町十番地

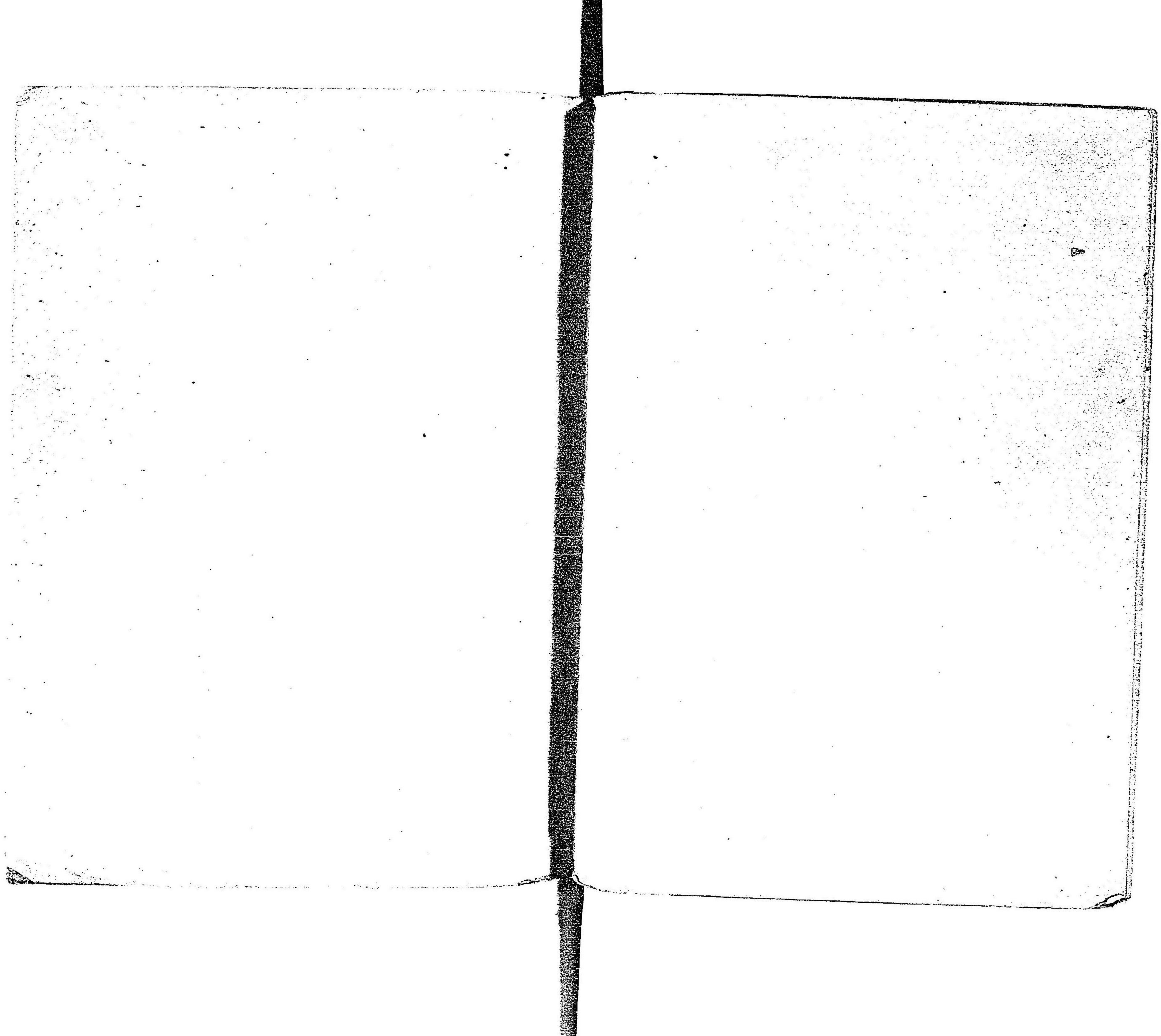
聚螢書院

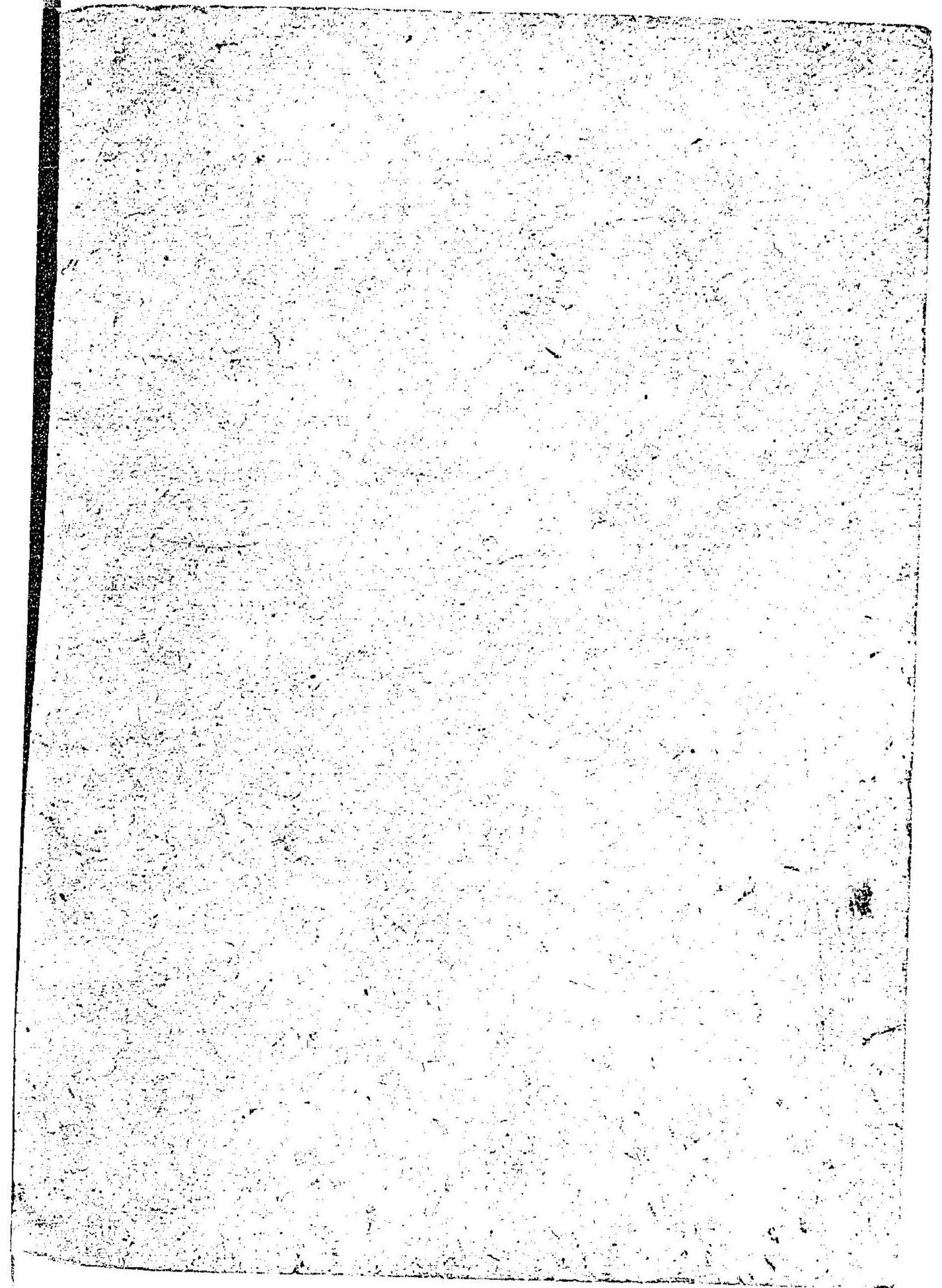
東京府北豐島郡瀧野川村
元西夕原千三十二番地

厚信舍

東京市日本橋區藥研堀町
三十三番地







036344-000-9

特62-101

陸軍治罪法通解

井上 義行 / 著

M28

BBQ-0046

